

移民児童に関する取り組みの日仏比較

法学部政治学科 塩原良和ゼミ 9期

31554404 小島和真

【目次】

- 1.はじめに
- 2.移民大国フランスの現状
 - 2-1 「移民大国」フランスの歴史
 - 2-2 「郊外」のフランス
 - 2-3 フランスの都市政策、「移民」「テロ」「都市政策」の関係性
 - 2-4 フランスにおける移民政策の問題点は何か
- 3.フランス社会における移民問題の改善策
 - 3-1 成功体験を積ませる
 - 3-1-1 教育機関の取り組み 教育困難校クロード・ドビュッシー中学の場合
 - 3-1-2 地域社会の取り組み サンドニの場合
 - 3-2 ムスリムの社会参加
 - 3-2-1 政教分離・ライシテとは
 - 3-2-2 ムスリムの社会参加、ムスリム青年連合
 - 3-2-3 排除のライシテから統合の変化
- 4.日本社会における「外国につながる子ども」への取り組み
 - 4-1 日本における移民政策の歴史
 - 4-2 地域の学習支援教室に関する先行研究
 - 4-3 日本、神奈川県における「外国につながる子ども」の増加
 - 4-4 神奈川県内の教育機関での取り組み
 - 4-5 川崎市児童文化センターの取り組み
 - 4-5-1 児童文化センターの成り立ち
 - 4-5-2 児童文化センターで行われる学習サポート教室
 - 4-5-3 「当たり前を取り戻せ」というコンセプト
 - 4-5-4 児童文化センターに関わる問題点
 - 4-5-5 小括
- 5.移民児童に対する取り組みの日仏比較
 - 5-1 フランスと日本の移民の歴史
 - 5-2 フランスと日本の移民が抱える問題意識
 - 5-3 フランスと日本の外国へつながる児童への取り組み
- 6.おわりに-フランスの移民児童への取り組みから考える日本の外国につながる児童への取り組み
・参考文献リスト

1.はじめに

フランスは多くの移民を受け入れてきた移民大国である。フランスが移民を多く受け入れてきることを示す具体例としてサッカーフランス代表チームのメンバー構成が挙げられる。ユーロ 2016 の決勝におけるフランス代表チームスタートメンバーを見るとカタルーニャ系のウゴ・ロリス選手やセネガル系のバカリ・サニヤ選手、カメルーン系のサミュエル・ウムティティ選手など移民 2 世、3 世の選手が多くフランス系の選手はオリヴィエ・ジルー選手唯 1 人であった。

近年フランスでは移民やその国で生まれその国の文化・価値観の元で生まれ育ったにもかかわらず移民・宗教的出自を理由に排除され国内のテロリスト・ネットワークに取り込まれて事件を起こす「ホームグロウン(地元育ちの)・テロリスト」¹に關係する多くの後ろ向きな出来事が多く起きている。表 1 は直近 3 年間にフランスで起きたイスラム教徒が關係していると考えられているテロの一覧である。塩原良和によるとこのホームグロウン・テロリストはマイノリティの若者が、自らが生まれ育った社会に絶望し憎悪を募らせこの憎悪がグローバルなテロリズムに結びついた時に生まれるという。また、実際に国際的な過剰主義的なテロリズム・ネットワークに結びつかなくてもインターネットにアップされた動画に親近感を抱き「ローンウルフ(一匹狼)」として追随・模倣されるという²。

¹ 塩原良和『分断と対話の社会学』慶應義塾大学出版会 2017/4 →できれば引用ページ数まで表記して。
他も同様。

² 前掲書

表1 2015年以降フランスで起きた移民やムスリム・フランス人が関わったとされるテロ一覧³

年月日	詳細
2015/6/26	フランス南東部・リヨン郊外のサンカンタン・ファラビエで、米企業所有のガス工場に男が車で乗り付け、爆発が発生。その後、同男はその場で当局によって拘束。現場では、実行犯の男が勤務する運送会社の経営者の男性が遺体で発見。男は襲撃時、アラビア語で「神は偉大なり」と叫んでいたとされる。また、現場からイスラム教の信仰告白の文言が書かれた旗を発見。
2015/7/15	フランスのカズヌーブ内相が、軍高官を暗殺し頭部を切断するなどのテロを計画していたとして、同国在住のイスラム過激派とみられる4人を拘束。容疑者は16~23歳で、うち1人は元軍人。4人は、2016年1月頃の軍施設の襲撃計画を準備。なお、検察当局は17日、シリアに滞在する「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)戦闘員が、容疑者らにフランス国内の標的への攻撃を指示していたと発表。
2015/11/13	フランス首都パリ中心部のレストランや劇場、同郊外の競技場などで、銃撃や自爆テロなどによる同時多発テロが発生し、130人が死亡、約350人が負傷。同日、オランド仏大統領は、同テロがISILによる犯行と断定。また、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)フランス名の犯行声明が発出。同声明では、「フランスがシリアでの空爆を実施したことへの報復」などと主張。
2016/1/7	フランス首都パリ北部の18区の警察署前で同日正午頃、長い刃物と短刀を携行した男が、「アッラー・アカバル」などと叫び、同署の入口にいた警察官に襲いかかり、同署内に侵入しようとしたところ、警察官に射殺される事案が発生。
2016/1/11	フランス南部・マルセイユで、トルコ出身の高校生の少年(15歳)がユダヤ系男性教師(35歳)に刃物で襲いかかり、軽傷を負わせる事案が発生。同少年は、犯行直後に拘束され、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)のために犯行に及んだ旨警官に説明。
2016/6/13	フランス首都パリ西部・イブリース県マニヤンビルで、男が警察幹部及び同居する警察職員の女性を殺害。ISILと関連を有する「アーマク通信」が、「イスラム国」の戦士が事件を実行したと主張。
2017/7/14	フランス南部・ニースで、フランス革命記念日の花火見物の群衆にトラックが突入し、外国人38人を含む少なくとも84人が死亡、202人が負傷。ISILと関連を有する「アーマク・ニュース・エージェンシー」が、「イスラム国」の兵士の1人が実行した旨報道。
2016/7/26	フランス北部・ノルマンディー地方の町ルーアンで、刃物を持った男2人がカトリック教会に押し入り、5人を人質に立てこもった。同2人は治安部隊によって射殺されたが、神父1人が死亡、1人が負傷。ISILと関連を有する「アーマク通信」が、ISILの兵士が作戦を実行した旨報道。
2017/3/18	フランス首都パリ南郊に所在するオルリー空港で、武装したチュニジア系フランス人の男が、警戒中の治安部隊の女性兵士を襲撃し、武器を奪おうとしたが、別の兵士によって射殺。

移民は先に挙げた郊外での暴動や ISIS やイスラム教徒による(と世間一般には報道、認知されている)テロリズムを起こす社会を壊す猛毒となるのか、それとも技能実習生などインターナルチュラル・シティ⁴のように地域社会を活性化させる良薬となるのか。本論文は移民大国であるフランスの移民に関わる歴史や現状、諸問題、中でも移民の児童、外国にルーツを持つ児童に対する教育機関や地域社会での取り組みに注目し、移民が増えつつある日本においてその経験をどのように生かすことができるのかを、日本社会における取り組みと比較してながら考える。そして、いき日本がより良くなるにはどのような取り組みを行えばいいかを考察していく。

³ 公安調査庁 「世界のテロ等発生状況」より筆者作成
<http://www.moj.go.jp/pisia/terrorism/index.html> (2017/01/29 14:17 閲覧)

⁴ インターナルチュラル・シティ：移住者や少数者による文化的多様性を、脅威ではなく好機ととらえ、都市の活力や成長の源泉とする新しい都市政策。

2. 移民大国フランスの現状

2-1 「移民大国」フランスの歴史

フランスの移民に関する現状を述べる前に、なぜフランスが今のような「移民大国」になつたのか。その歴史を述べたいと思う。

フランスの移民の歴史は、19世紀末に顕著になってきた鈍い人口の伸びが背景にある。さらに、第一次大戦で140万人が戦死し労働者不足に拍車がかかった。フランスはイタリア、ベルギー、ポーランド、チェコスロバキアと協定を結んで各国からの労働者を確保する施策を取った。第二次世界大戦でも50万人の戦死者を出し、その後も移民の受け入れは続いた。当時の首相であるドゴールは、単純労働者よりも自営業者や商人が必要として南からの移民を制限し北からの移民の受け入れを推進しよう促したが、法相はこれを拒否し全民族の区別を拒絶するオルドナンス⁵を出した。移民は戦後復興から経済発展を遂げるフランスの「栄光の30年」を底辺で支えた。1956年にフランスからモロッコとチュニジアが独立して以降、1963年に両国と労働者に関する協定が結ばれたこともありマグレブが徐々に増えていった。政府は移民が家族でフランスに定住しないように独身用住宅を多く建てたが、多くのものは家族を呼び寄せ不衛生なアパートや安ホテルに住み着きビドンヴィルと呼ばれるスラム街を形成するようになった⁶。

以上のことから分かるように、フランスの歴史は古く、また、現在「移民」として考えられている非西洋系のマグレブ(リビア、チュニジア、アルジェリア、モロッコなど北西アフリカ諸国系)の他にも西洋系のイタリア、ベルギー、ポーランド、チェコスロバキアからも労働力として移民を受け入れていた。

では、いつ頃から移民は現在のような人種的宗教差別の対象となってきたのだろうか。次節以降は移民大国フランスの現状を「郊外」という場所から考察し、「移民」「テロリズム」「都巿政策」の関連性を考える。

⁵ オルドナンス：フランス政府が議会の承認を得て発する政令のうち、通常は法律の領域に属する措置を、限定された期間に限り政府が発令することを許すという制度

⁶ 井手季彦『移民のフランス 「シテ」からみた大統領選』 西日本新聞社 2009/7

参考 1962 年から 1999 年までの出身国別移民数の変遷(国勢調査による INSEE まとめ)

井手季彦『移民のフランス 「シテ」 からみた大統領選』 p.20 より

Immigrés selon le pays d'origine
Source : Insee, Recensements de la population, 1962-1999

	1962	1968	1975	1982	1990	1999	
	%	%	%	%	%	%	人数
ヨーロッパ	78,7	76,4	67,2	57,3	50,4	44,9	1 934 144
スペイン	18,0	21,0	15,2	11,7	9,5	7,3	316 232
イタリア	31,8	23,9	17,2	14,1	11,6	8,8	378 649
ポルトガル	2,0	8,8	16,9	15,8	14,4	13,3	571 874
ポーランド	9,5	8,7	4,8	3,9	3,4	2,3	98 571
その他	17,5	16,1	13,1	11,7	11,4	13,2	568 818
アフリカ	14,9	19,9	28,0	33,2	35,9	39,3	1 691 562
アルジェリア	11,6	11,7	14,3	14,8	13,3	13,3	574 208
モロッコ	1,1	3,3	6,6	9,1	11,0	12,1	522 504
チュニジア	1,5	3,5	4,7	5,0	5,0	4,7	201 561
その他	0,7	1,4	2,4	4,3	6,6	9,1	393 289
アジア	2,4	2,5	3,6	8,0	11,4	12,8	549 994
トルコ	1,4	1,3	1,9	3,0	4,0	4,0	174 160
カンボジア、ラオス、ベトナム	0,4	0,6	0,7	3,0	3,7	3,7	159 750
その他	0,6	0,6	1,0	1,9	3,6	5,0	216 084
アメリカ、オセニア	3,2	1,1	1,3	1,6	2,3	3,0	130 394
届け出なし	0,8	0,1	—	—	—	—	—
計	100,0	100,0	100,0	100,0	100,0	100,0	
人数	2 861 280	3 281 060	3 887 460	4 037 036	4 185 952	4 306 094	4 306 094

2-2 「郊外」 のフランス

フランスにおいて「移民」と「郊外」には大きな関係性がある。象徴的な出来事として、2005 年 10 月 27 日にパリ郊外で北アフリカ系の 3 人の若者が警察に追われ変電所で感電し、死傷した事件をきっかけにフランスの若者が起こした暴動がある。では、「移民」と「郊外」にはどのような関連性があるのか。本節では「移民」と「郊外」という観点からフランスと、フランスに生きる移民の若者達の現状を森千香子の先行研究を挙げる。

フランスにおける郊外とは、日本や英米における「中流階級に属する人々の住宅地」が暮らす郊外とはかけ離れたものである。森千香子は著作『排除と抵抗の郊外 フランス<移民>集合地域の形成と変容』において、パリ郊外であり「エスニック・マイノリティ」(森は著作の中で従来、フランス社会に統合されていない「移民」にはフランス国籍を有する移民二世、三世も含まれていることから「移民」と言う表現を使わずにこう呼んだ)が多く暮らし「実験室」の側面を持つセーヌ・サン・ドニ県に注目している。従来の社会学において、郊外は移民・マイノリティの生活空間、現代の社会問題と捉えその対策を考察するものであり、郊外を社会学的主題として扱っていなかったと森は主張している。森は著作の中で、自然発生的と捉えられてきた郊外の歴史性と郊外に対して行われた都市政策に注目し社会学的主題として扱った。

森は、フランス郊外の発展を①工業地帯と貧困の時代②団地の時代③移民の時代の 3 つに区分し考察している。パリ郊外氏の専門家アニー・フルコーヤやアラン・フォールは 1860 年に「小

郊外」(モンパルナス、モンマントルなど)がパリに併合され、現在のパリと郊外の境界線が定められたことと 1853 年~70 年に行われたセーヌ県知事オスマンによるパリ大改造工事の影響から 19 世紀半ばを「郊外」の起源と位置づけている。当時治安と衛生面が悪化していたパリでは、1853 年にナポレオン三世の即位に伴い民間資金を含め 100 億 Franc が投入され、パリ市街の路地の 7 分の 3、家屋の 60% が取り壊されるという前例のない大掛かりな工事が始まった。この大改造工事では「パリでは必要であるが環境や景観の観点からふさわしくないもの」が郊外に作られた。また、取り壊された家屋のほとんどは貧困層のものでありパリ市内の貧困層の労働者は郊外に排除されるしかなかった。このような郊外も時代が経つにつれ工業化が進み、それに伴い人口が増加した。その多くは貧しい労働者であった。工業化が進んだ郊外では、化学工場などの影響により郊外に悩まされるようになった。このようなパリ郊外は当時「パリのカイエンヌ」や「パリのシベリア」などのような「流刑地」を喚起するような言葉を用いて呼ばれていた。つまり、この時代ではすでに郊外は「排除の空間」、偏見の対象とされていたのである。しかし、この偏見の対象は「移民」ではなく「労働階級」を対象としていた。このように工業地帯として発展していった郊外では共産党が大きな影響力を持っていました。共産党が行なったローカル・コミュニズムと呼ばれる大規模な社会政策で最も重要なのは、住宅不足の対策として行われた住宅政策、とりわけ第二次世界大戦後の「団地建設政策」である。戦前から人口が増加し住宅が不足しがちであった郊外では、戦後さらに悪化し「住宅危機」とよばれる状況を引き起こした。この危機を乗り越えるために、借家の家賃の自由化や新規の住宅を建設する政策が取られた。この時にできた社会住宅が「団地」である。団地は始め住宅不足を解決する手段として肯定的に捉えられていたが、その「質」より「量」を優先する政策が問題となつた。1970 年頃、「質」を軽視していたため、団地住民の大半を占めていたフランス人中級階級と上層労働者は団地から出て行き空室が目立つようになり問題となつた。この空室に入って来たのが「移民」であった。フランスは、団地の大量建設に加えて国策として植民地から労働力を多く動員した。この政策の背景には戦後復興と高度経済成長が重なり底辺労働力の著しい需要の発生がある。はじめ移民は不衛生住宅、ビトンヴィル、移民労働者寮、家具付き安ホテル、仮住まい団地、シェルターなど様々な場所に点在していた。これらの場所はフランス人の住宅とは完全に差異化された住宅であり、「フランス人であればまず住むことのない」住宅形態であった。しかし、深刻な火災などから移民が住むビトンヴィルの解体が叫ばれるようになった。そして、1964 年に「ビトンヴィル解体法」が可決され、移民の受け入れ先として団地が選ばれた。各自治体ははじめ移民の受け入れに反対であったが、1968 年 10 月の命令で住宅管理会社に対し管理住宅の 3 割をビトンヴィル出身者などの「劣悪な環境に置かれた者」の受け入れに充てることが義務化されたことにより団地への移民の集住が進んだ。

森はこのような郊外の形成過程においてフランス政府が郊外に対して施した都市政策に注目

している。始め、フランス政府は共産党が支持される郊外において、ローカル・コミュニズム重視の政策を取っていた。しかし、1970年代から脱工業化が本格化し失業が増大した。この対策として郊外の情報サービス業の促進を目指し企業を誘致した。企業誘致に適したインフラ整備や税制優遇措置の政策の結果、雇用は増加したが地元住民の採用には繋がらなかった。このような中で、社会住宅団地には「困難を抱えた層」が集中し建物の荒廃や治安悪化が問題となつた。フランスはこの郊外の状態を改善するために「ソーシャル・ミックス」を目標としフランス共和国の理想である「カラー・ブラインド」な政策を進めようとした。しかし、都市政策で使われる「ソーシャル・ミックス」「バランス」「ジェントリフィケーション」といったカラー・ブラインドな用語には「エスニック・マイノリティの集住をどのように解消するか」というカラー・コンセンシャスな問題が含まれてきた。つまり、形式はカラー・ブラインドであるが、問題意識はカラー・コンセンシャスという乖離があった。また、「郊外」に住むエスニック・マイノリティには、フランス社会に対する理想と現実の乖離がある。一般的にエスニック・マイノリティの人々はフランスの自由、平等という考えに統合できていないために暴動などを行うと考えられている。しかし、森はエスニック・マイノリティの若者は、フランスの考え方を内面化しているからこそ暴動を起こすという。このことは、若者のアソシエーション活動や若者文化であるラップの歌詞から分かる。しかし、現在のフランス社会はラップ歌詞の暴力的な部分のみに注目していて若者の主張に全く目を向けていない。フランス社会は自由、平等を謳っているのに、自分たちの現実は差別されていると言うエスニック・マイノリティの怒りや不満がエネルギーとなっている。このエネルギーはアソシエーション活動やラップなど非暴力的活動の原動力になる一方、風刺新聞社襲撃事件のような暴力的活動の原動力となっている。つまり、この2つの対照的な「良い移民」と「悪い移民」の根本は同じなのである⁷。

このような、「郊外」に住むエスニック・マイノリティはフランス政府の政策の乖離とフランス社会の理想と現実の乖離に悩まされている。2005年に「郊外」で起きた暴動事件について、井手は、パリ政治学院のヴァンサン・ティベールが行った一般フランス人と新フランス人(ティベールは移民系市民を「新フランス人」名付けた)を対象としたアンケートを紹介している。それによれば、一般フランス人の<多文化主義者><共和主義者><同化主義者>の割合はそれぞれ10%、36%、46%であり、イスラム教徒をルーツに持つ大半の新フランス人において自分がイスラム教徒であると答えた人は59%しかいなかつたという。これは一般フランス人の中でカトリック教徒が占める割合とほぼ同じである。さらに、イスラム教徒と答えた人の中でも67%の人が自分の子供には公立小学校で教育を受けてほしいと答え、90%の人がフランスのライシテを支持していたという。また、何よりも自分が近しいと感じるものについては「世代的親近性」「社

⁷森千香子『排除と抵抗の郊外 フランス<移民>集合地域の形成と変容』東京大学出版会 2016/3 p.53-90

会的親近性」「フランス人という親近性」がそれぞれ 89%、87%、85%で「移民という親近性」76%、「同じ宗教という親近性」71%、「ルーツの国の親近性」77%を上回った。これらの結果から分かることは一般フランス人と新フランス人の間に極端な差はなくしかも、新フランス人は「移民」というアイデンティティよりも「フランス人」というアイデンティティを強く持っていることである⁸。

このことから、パリ郊外の暴動事件は一般フランス人と同じ「フランス人」というアイデンティティを持つ新フランス人がフランス社会の中にある人種差別からの解放、フランスの基本的な価値の 1 つ、平等を求め乖離からの解放を求めた行動であったことが考えられる。

2-3 フランスの都市政策、「移民」「テロ」「都市政策」の関係性

我々の多くは、一般的に「移民」「テロ」「都市政策」の 3 つには密接な関係があると考えている。2-2 で述べたとおり、森は 1964 年の「ビトンヴィル解体法」や「ソーシャル・ミックス」を目標としたフランス共和国の理想である「カラー・ブラインド」な都市政策(その実情は「カラー・ブラインド」という形式だが「カラー・コンセンシャス」という問題意識の乖離したものであった)が、「郊外」の歴史に關係しそれがフランスの若者の暴力的な事件の原因の 1 つであると述べている⁹。しかし、一方では「移民」「テロ」「都市政策」の 3 つには何ら関係性がないという議論もある。川野英二は「フランス郊外貧困地区とスティグマ化－「移民」とテロ、都市社会政策をめぐって」においてこのことを述べている。

川野は、INSEE(仏 : L' Institut National de la Statistique et des Études Économiques フランス国立統計経済研究所)のフランス人口の推移、人口増加と移動のグラフ、表を用いて、フランスは移民の流入が大きく増加したとは言えないことや、移民に「受入・統合契約(Contrat d'accueil et d'intégration, CAI)」という長期滞在移民向けプログラムを義務化したことで、高等教育を受けた移民の割合が増加し、ヨーロッパ諸国以外からの移民の学歴が軒並み上昇していることからフランスでは「移民」ではなく「難民」が増加していると述べている。このような難民は、庇護申請者手当を受け取れるというわけではなくフランス社会との繋がりは脆弱であるという。

また、現代フランス社会においてテロを起こしていると考えられているマグレブ系移民は、フランス社会と構造的統合のみが行われ文化的な統合が行われない「下降移動による統合」が行われている。川野は現代フランス社会のテロリズムはこの下降移動による統合が行われたマグレブ系移民だけでなく、社会移動の下降を恐れるミドルクラスの若者が過激化したことによつ

⁸井手季彦『移民のフランス 「シテ」からみた大統領選』 西日本新聞社 2009/7

⁹前掲書

て起こされていると述べている。¹⁰これらの過激化する若者の共通点は、「市民の共同体」への帰属という従来の社会的紐帯を断ち切り、新しい社会的紐帯(宗教的紐帯)を結び直しているのだという。フランスの都市政策の対象とされた ZUS[脆弱年地域]にはエスニック・マイノリティが集中しているが、それはフランス政府がソーシャル・ミックスを目指した結果、相対的に家賃が低くなりエスニック・マイノリティが止まったためであり、選択的に集中したわけではないと川野は主張している。

以上のことから、川野はフランス社会において「移民」「テロ」「都市政策」は強いつながりを持っていないと述べている。

2-4 フランスにおける移民政策の問題点

川野の主張は、若者のジハード化には「郊外」の移民とミドルクラスの若者のどちらもが、将来に対して希望を持てないことが原因であり、フランスの都市政策はZUSと他の地域の社会経済格差を拡大させたものであるため、関連性は弱いというものであった。しかし、私は森の隔離が暴力的事件の原動力となっているという主張を支持する。なぜなら、マグレブ系移民、エスニック・マイノリティの若者は「郊外」に住むきっかけになったのは、都市政策によるものであったし、また、社会経済格差というフランスの自由・平等とは真逆の現実こそが彼らのエネルギーになっているからである。

フランス社会が抱える移民に対する問題点の1つは、先にも述べた「フランス政府の理想と現実に行なっている政策の乖離」に加えて、森の言う「無関係の関係者」であるムスリム・フランス人の恐怖とムスリム・フランス人に対する暴力的な排除の感情”である¹¹。森は「シャルリ・エブド」襲撃事件をきっかけとし、「明らかにテロの被害者として振舞うことのできる人」と「同じように被害者であるにもかかわらず『テロリスト』という加害者と同一視され、肩身の狭い思いをして生きることを余儀なくされる人」に分かれたという。後者を、パリ西大学のアブデラリ・アジャットは常に「テロの潜在的支援者」の疑いをかけられる「集団懲罰(Collective punishment)」と呼んだ¹²。「集団懲罰」は近代化に伴い、自己責任論が支配する現代社会において集団に縛り付けるダブル・スタンダードなものであり、このダブル・スタンダードはテロリズムとの戦いの名の下に正当化されていると言う¹³。

¹⁰ 川野英二 「フランス郊外貧困地区とステイグマ化-「移民」とテロ、都市社会政策をめぐって」『貧困研究 Vol. 17』 p. 25 明石書店 2016/12/15

¹¹ 森千香子 「パリ襲撃事件のもう一つの恐怖：「無関係の関係者」としてのムスリムの立場」『UP』

45巻7号 東京大学出版会 2016/7

¹² 同上

¹³ 同上

つまり、エスニック・マイノリティのフランス人にとって「フランス社会の理想と現実の乖離」、エスニック・マジョリティのフランス人にとって「『集団懲罰』と言うダブル・スタンダードが背景にあるエスニック・マイノリティへの正当化された暴力的な排除の感情」が問題であると考えられる。

3. フランス社会における移民問題の改善策

第2章において、現代フランス社会における移民の問題点は「フランス社会の理想と現実の乖離と『集団懲罰』と言うダブル・スタンダードが、背景にあるエスニック・マイノリティへの正当化された暴力的な排除の感情」の2つであると考察した。では、これらはどのようにして乗り越えていけるのだろうか。この章では、この2つの問題に対する改善案を、具体的な事例を挙げながら考察する。

3-1 「成功体験」を積ませる

エスニック・マイノリティである新フランス人は、自身が「フランス人」であることを誰よりも内面化しており、フランス共和国の自由・平等という理想を求めていた。しかし、現実は理想とは乖離しており、エスニック・マイノリティというだけで差別的な扱いを受けている。新フランス人の彼らは、貧困に悩まされることが多く劣悪な環境下である郊外に住み低学歴となってしまうことが多い。このような若者は「早期学校離れ(décrochage/sorties précoces décrochage)」と呼ばれている。「早期学校離れ」の若者たちの「学校」という社会での失敗が、「フランス社会の理想と現実の乖離」に繋がり暴力的事件に繋がっている。このような「早期学校離れ」の若者たちが、暴力的事件に向かわないようどのような取り組みを行っているのだろうか。本節では現在、フランス社会で行われている移民問題改善にも繋がる「早期学校離れ」の若者に対する学校・地域の取り組みを増田ユリヤの著作『移民社会フランスで生きる子どもたち』をもとに見て行く。

3-1-1 教育機関の取り組み 教育困難校クロード・ドビュッシー中学の場合

フランス、セーヌ=サン=ドニ県のサン=ドニにあるクロード・ドビュッシー中学校は、2005年の暴動があった翌年から教育困難校に指定された。(サン=ドニの位置は以下の図2を参照)ドビュッシー中学は、教育省から出された子ども達の優れた能力に着目して、できるだけ多くの「成功体験」を積ませるという「野心と成功ネットワーク」(Réseau ambition réussite, RAR)に取り組んでいる。RARを実施する地域には以下のような条件がある。

- ①失業率が高いこと
- ②30歳以下の青少年の割合が多いこと
- ③住環境が悪いこと(例えば狭い住宅に大勢で住んでいるなど)

④高校卒業時のバカロレア¹⁴の合格率が低いこと

⑤留年の割合が高いこと

さらに、これらの条件に加えて地域の特徴として移民二世や三世が多いことなどが挙げられる。ドビュッシー中学は、RAR に与えられる年間 100 万ユーロという予算のうち 38 万ユーロも割り当てられている。2007 年にドビュッシー中学に赴任したニコラ・フェルド校長は、子ども達が暴力的な事件を起こしたり非行に走ったりするのは子ども達に自分自身に対する自信がないためであると考え、RAR をもとに様々な取り組みを行ってきた。その 1 つとしてスポーツクラスの創設である。スポーツクラスとは、体育の授業が毎日あるクラスであり生徒は地域のスポーツクラブに 1 つ以上所属することが義務付けられている。また、スポーツクラスの生徒は、運動能力はもちろんのこと学業成績がある程度以上優秀で、小学校の推薦がなければならぬ。新学期ごとに一般クラスとの相互移動ができる。子ども達のモチベーションとレベルアップに効果を上げた取り組みであるという。

また、移民の子ども達のフランス語力に注目した、フランス語習熟度別クラスを設けた。フランスの教育制度では小学校から 1 年までの飛び級、留年制度がある。移民の子ども達は元々の学力がないわけではなく、フランス語能力がないために留年してしまう。フランス語能力がないため授業について行けず勉強が面白くなくなってしまうのである。移民 2 世の場合でも彼/彼女らの保護者が、フランス語話者ではないため年齢や学年相応のフランス語能力がないことが多い。この問題に対応したのがこのフランス語習熟度別クラスであり、移民の子ども達は数学などフランス語を用いなくとも学習できる教科以外をこのフランス語習熟度別クラスで学習する。フランス語能力が未熟な子どもに対してドビュッシー中学ではフランス語習熟度別クラスという対応をしている。

しかし、中には学年、年齢相応のフランス語を習得しても学校の学習について行くことができない子どももいる。そんな子どものためにあるのが SEGPA という教育プログラムである。SEGPA は、通常の教育プログラムと違い 4 年生という早い段階で機械か料理の専門的な技術を身につけるコースである。この 2 つのどちらかのディプロマ(認定証)となる CPA を義務教育中に習得することが目標となる。SEGPA をおいているのは、ドビュッシー中学のあるサンドニでは 3 校でありこの 3 校で合同授業を行うこともあるという。また、SEGPA=留年という認識をなくすため専門的な授業以外は極力、他の通常の教育プログラムと同じにしているという。この SEGPA によって、今まででは留年したり中学校を卒業したとしても進学できず街をうろついたりするだけであった子ども達も職業リセ(高校)に進学することができたという。SEGAP には、

¹⁴ バカロレア(仏: baccalauréat)とはフランスの大学等の高等教育機関に入学する際に必要な国家資格及び試験である。バカロレアには普通バカロレア、工業バカロレア、職業バカロレアの三種類がある。

自立という点において成績不振であった子ども達にも自信を持って生きていける道筋を示すことができるという。

ドビュッシー中学の地域の子ども達は移民の子だ、サンドニに住む子だというレッテルを貼られ、色眼鏡で見られるため夢を抱くことが欠けているとフェルド校長は考え、ドビュッシー中学では子ども達に夢を抱かせるプロジェクト学習というものを行っている。これは様々な教科の教師や専門家によって行われているという。例えば、『ドン・キホーテ』と作者セルバンテスについて学びスペイン語を学び、オリジナルの台本を書いてマリオネットを作って上映し、最後はセルバンテスの足跡をたどるスペイン旅行に出かけるというプロジェクトはスペイン語教師をリーダーとして英語の教師やマリオネットの専門家を巻き込んだ大がかりなものとなつたという¹⁵。

また、クロード・ドビュッシー中学校の取り組み以外にもフランスの学校では様々な取り組みが行われている。高校までに補習学習や教育成功個別プログラム(PPRE)などの学習の個別支援があり、高校ではミクロ・リセ(Micro-lycée)などの新たなタイプの小規模の革新的教授法が用いられている。復学が困難な者には社会奉仕活動という選択肢がある¹⁶。

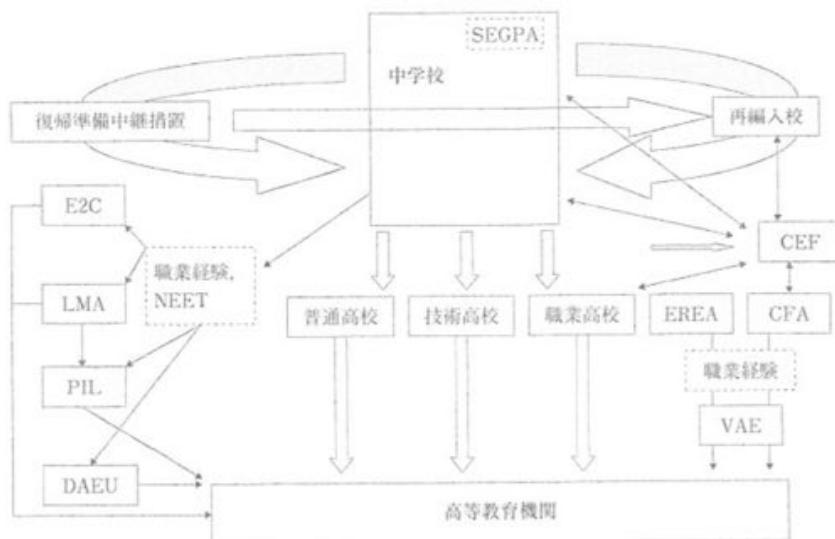


図1 中学生の進学・離学・復学のメカニズム

園山大祐「第6章 フランス教育制度における周縁化の構造・早期離学者にみるエリート主義の伝統からの離脱・抵抗」
エレン・ルバイ 浪岡新太郎 園山大祐『排外主義を問い合わせ直す・フランスにおける排除・差別・参加』勁草書房 2015/5 p.141 より

¹⁵ 増田ユリヤ『移民社会フランスで生きる子どもたち』岩波書店 2011/10 p.55-81

¹⁶ 園山大祐「第6章 フランス教育制度における周縁化の構造・早期離学者にみるエリート主義の伝統からの離脱・抵抗」エレン・ルバイ 浪岡新太郎 園山大祐『排外主義を問い合わせ直す・フランスにおける排除・差別・参加』勁草書房 2015/5

3-1-2 地域社会の取り組み サンドニの場合

学校外でも、移民の子ども達に対して様々取り組みが行われている。ドビュッシー中学があるサンドニでは、学校と連携を取って子ども達の悩みや問題行動を解決する民間団体がある。この民間団体で活動しているのは、児童養護施設(CEFP)で働いたり生活面で子どもの指導に当たったりする資格を持つ人達である。彼ら達は、サンドニ地域をパトロールしうろうろしている子どもに自分の連絡先を書いたカードを手渡すのだという。この団体では、地域のパトロールの他に週1回のペースで放課後の学校に出向きティーパーティーを行っているという。

また、現役の警察官も職務の時間を離れたプライベートの時間を使って地域の子どもを支える活動を行っている。それは「特殊部隊の冒険(Recherche Assistance Intervention Dissuasion,RAID)」と呼ばれる活動である。RAIDは、元国家警察官が現役時代に起きた人質事件を手がけた際に事件を起こし、判決を待っている若者達がエネルギーをあり余らせていることに気づき発足されたという。RAIDでは、学校が休みの時期を利用してキャンプ場で宿泊しながら、アーチェリーやカヤック、マウンテンバイクなど様々なスポーツを体験するプログラムを提供している。プログラムの中には、超小型飛行機を自ら操縦し、空からフランスの文化遺産に触れるというものもある。活動は、フランス全地域の子ども達が対象であり、別の民間団体とも協力して身体の不自由な子ども達も一緒に活動を行っている。このRAIDの活動を通して子ども達には「世界は広くやる気があれば何でもできる」ということを知って欲しいという¹⁷

図2 セーヌ=サン=ドニ県サン=ドニの位置 筆者作成



¹⁷前掲書

3-2 ムスリムの社会参加

この節では、このようなムスリムの社会集団が被っている宗教的差別を挙げ、フランス共和国における政教分離(ライシテ)の問題性、ムスリムの社会参加の可能性を考察して行く。

3-2-1 政教分離・ライシテとは

フランスのライシテの歴史は、フランス革命時から始まる。フランス革命はアンシャン・レジーム(旧体制)を刷新し中央集権国家の元に平等で均質な「市民」という国民概念を生み出した。これは、身分制だけでなく忠実なカトリック国であったフランスにおいて、迫害されてきていた少数のプロテスタントや民族共同体として自治権を与えられていなかったユダヤ教徒という宗教的マイノリティを解放したものだった。このことがライシテにつながった¹⁸。ライシテはフランス共和国社会を「私的領域」(=人種、宗教など人々の領域)と「公的領域」(=共和国に参加する市民の領域)の2つの領域に分けこの2つの領域は相互に不可侵という考え方である。

3-2-2 ムスリムの社会参加、ムスリム青年連合

フランスにおいて、ムスリムアイデンティの承認を要求するNPO団体にムスリム青年連合がある。この団体は郊外における市民活動や学習支援・スポーツ教室という活動を通して、ムスリムアイデンティティとフランス市民というアイデンティは両立できることを主張していた。彼らは、ムスリム知識人であるラマダン(Ramadan,T.)の著作を参考し共和国モデルの「エスニックブラインドな平等概念」は否定せず、行政がカトリックの社会運動を認めながらムスリムの社会運動を非正当化することを批判した。1997年左翼は政権のシューベヌマン内務大臣(Chevènement,J.-P.)はイスラムが他の宗派に比べて、実質的に不当な扱いを受けていたことを認め実質的平等に向けて「フランスムスリム宗教実践評議会」の設立を試みた。しかし、これはうまくいかなかった¹⁹。

3-2-3 排除のライシテから統合の変化

フランスのムスリム青年連合の市民運動がカトリックの市民運動と違い非正当化されたことは、現在のフランス社会におけるライシテのあり方を示していると考えられる。それは、共和国の基本理念である政教分離・ライシテが、マジョリティがムスリムというマイノリティを排除する道具になってしまっているということである。マジョリティが、ライシテを自身の都合のいいように解釈し使っている。この排除はマイノリティのマジョリティ(=ムスリム)に対する

¹⁸ 足立綾・渋谷努「Introduction」石川真作・渋谷努『周縁から照射する EU 社会 移民・マイノリティとシティズンシップの人類学』 世界思想社 2012/1

¹⁹ 浪岡新太郎 「「フランス共和国」におけるムスリムの社会教育と市民参加」 中野裕二ほか編『排外主義を問い合わせ直す-フランスにおける排除・差別・参加』勁草書房 2015/5

無知からきている。このことは1987年に政府の公的諮問機関「賢人委員会」から発行された最終報告書『今、フランス人であること』の中で、イスラムはエスニックプライドな平等原則に基づいて市民の言動が求められる公的領域と指摘領域の分離ができない、すなわち、政教一致を目指すものとして描かれてきたこと²⁰やムスリムの親が、家庭内教育において子供の教育を放棄している²¹という誤解からも読み取れる。(実際にはムスリムの親は子を厳しく管理し地域の若者に影響されて非行や犯罪に関わらないように注意を払っている)。

このような現状を開拓するためには、ムスリム青年連合のような取り組みが効果的であると私は考える。しかし、ただ市民運動を行なっていくだけでは前述の通り非ムスリムであるマジョリティにその運動が政教一致を目指す運動であると見なされ非正当化されてしまう。そうならないためには、マイノリティとマジョリティの相互理解、また、受入側であるマジョリティも変容して行くべきであると考える。中野祐二は、フランスの統合は受入側と参加側がともに変容するタイプ(統合Ⅰ)よりも、参加側が受入側に合わせて変容するタイプ(統合Ⅱ)に傾いていると指摘している²²。フランスが統合Ⅱの統合タイプに変化しました、マイノリティ(=ムスリム)の市民運動がより活発になって行けば現在「排除」の道具になってしまっているライシテも当初の共生の理念に戻ることができるのではないだろうか。

²⁰ 同上

²¹ 村上一基「ムスリム移民家族と第2世代」中野裕二ほか編『排外主義を問い合わせ直す-フランスにおける排除・差別・参加』勁草書房 2015/5

²² 中野裕二「共生の理念から排除の道具へ-「フランス的統合」の変化の意味するもの-」エレン・ルバイ 浪岡新太郎 園山大祐『排外主義を問い合わせ直す-フランスにおける排除・差別・参加』勁草書房 2015/5

4.日本社会における移民政策

今までフランスにおける移民政策、地方自治体や学校における外国につながる子ども達への取り組みについて述べてきた。第4章では日本における移民政策、中でも外国につながる子どもへの地方自治体、教育機関での取り組みについて年々、「外国につながる子ども」の数が増加し在日外国人の集住地域である神奈川県川崎市の事例を中心に述べていく。

4-1 日本における移民の歴史

日本における移民政策について述べる前に、先ずは日本における移民の歴史について、駒井洋の著作を参考に述べたい。

日本の歴史において、初めて移民問題、民族問題に直面した契機は日清戦争の結果として1895年に台湾を領有したことである。台湾人という異民族を、どのようにして受け入れていくかを考えなければならなかった。また、同時期に欧米諸国との間にあった不平等条約を改定するためにも外国人を日本に雜居させる必要があった。この外国人を日本に雜居させることについて当時、賛成派と反対派で議論が起きた。賛成派は、日本人は、むかし朝鮮半島から多数の人々が渡来してきたことを根拠に、日本人が混血民族であることを強調した。1899年には内地雜居令が発布された。また、1910年の日韓併合によって、日本は朝鮮人の処遇という深刻な問題に直面した。結局、台湾人や朝鮮人は建前上、日本人として扱われるが参政権が与えられないという差別を伴うものであった。つまり、第二次世界大戦敗戦前の日本は多民族国家を指向していた。

第二次世界大戦後の日本では、第二次世界大戦までに日本に来往し、定住外国人になった朝鮮人や中国人とその子孫(このような人々を駒井は旧来外国人と呼んだ)がいるのにも関わらず、単一民族主義が支配的イデオロギーとなった。1952年の法務省民事局長通達では「朝鮮人および台湾人は、内地に在住しているものを含めてすべて日本の国籍を喪失する」と宣言し、在日朝鮮人、在日台湾人を入管法制のもとにおいた。この柱となったのは1950年の父系血統主義の国籍法、1952年の出入国管理令、外国人登録法であった。1952年の外国人登録法は、監視を目的とし外国人登録証の常時携帯・提示義務、指紋押捺制度を定め、違反者には刑罰が科されることになった。外国人登録法に関連して在日韓国人、朝鮮人は再入国許可制度により出入国の自由を奪われていた。これは、日本への再入国許可の裁量権を法務省に与え再入国を拒否された者は、出国もできなくなるものである。また、再入国不許可是外国人登録法の指紋押捺拒否者への制裁手段としても用いられた。1952年の入管法制は①人権の無視あるいは軽視しながら厳重な監視体制②日本への同化の強制③最終的には退去強制措置の予定という特徴があり、外国人、中でも在日韓国人、朝鮮人に対する差別構造があった。

1970年代末から1980年代前半には、1970年代初めに起きた石油ショックに由来する経済不

況から回復していないにも関わらず、4つの異なる形態の外国人流入が増加した。1つめは、風俗関連産業に従事する女性外国人労働者であった。初期はフィリピン人が多数を占め、その後は韓国や台湾、タイの女性も加わった。このような女性達の日本の入国には「興行」の在留資格が多用された。2つめは、難民条約加入へのきっかけになったベトナム、カンボジア、ラオスからのインドシナ難民である。1970年代後半から国際的対応が求められたため始まった日本の難民受け入れは、1980年代の総計1万人強にとどまり1989年のスクリーニング実施以降実質的に終息した。3つめは、日本の植民地であった中国東北地方に渡ったり、そこで生まれたりして第二次世界大戦後置き去りにされた日本人のうち、配偶者とともに来日したか呼び寄せられた中国帰国者二世・三世である。4つめは、欧米系のビジネスマンである。また、この頃、日本は難民に関して国際的圧力をかけられており、1979年のインドシナ難民国際会議をきっかけに1982年に難民条約に調印した。この条約では、外国人と日本人の間にあった格差を無くし均衡待遇を義務づけていた。それによって社会保障において難民だけでなく一般外国人、在日韓国人・朝鮮人に対する差別がある程度軽減されたのである。

1980年代後半からバブル経済が崩壊した1990年代初頭までは、外国人の流入が増加した。この時期の特徴として、好景気下での労働力不足に対応する低賃金労働と、自己実現を求める人々の流入という特徴がある。低賃金労働力は、①資格外就労者や超過滞在者からなる非正規外国人労働者②1980年代後半から流入が開始されたラテンアメリカの日系人であった。①非正規外国人労働者は、主として日本語学校に通う就学生と研修生の在留資格が利用された。それに伴って超過滞在者が激増していった。彼らは主に男性で出身地は韓国、中国、フィリピンなどの隣接諸国にとどまらず、他のアジア地域や世界全体に広がっていた。この時期には、低賃金労働力としての外国人流入の他にも自己実現のための流入も見られた。このような外国人達は、日本という外国で自己の人生を試したいと考えたり、視野や見聞を広めたいと考えたりする者たちでありその中心は留学生や就学生だった。このような流入の拡大期に対して日本政府は、従来の入管法の精神を受け継ぎながら非正規外国人労働者を閉め出すための入管法改定案を1989年末の国会に提出した。この法案は可決された。改定入管法の一番の特徴は、雇用者处罚制度の新設である。つまり、非正規就労外国人と知って雇用した者や、非正規就労外国人の斡旋を仕事としているブローカーに対して、不法就労助長罪を新設したのである。また、この改定入管法には日系人つまり日本人の子や孫、その配偶者としての外国人の入国・滞在の自由化という特徴もある。その結果、ブラジルを中心としたラテンアメリカ諸国からの日本での就労を目的とした大量流入のきっかけとなった。

バブルが崩壊した1991年後半からは、外国人の流入は停滞した。この時期では労働市場と改訂入管法の影響で、非正規就労者は頭打ちとなつたが激減というわけではなく、微減にとどまつた。それに対してラテンアメリカ諸国からの流入はバブル崩壊時に急激に増加し、その後も

微増した。これは国際結婚の増大や日本企業の海外進出に伴う外国人雇用によるものである。国際業務や外国語教師などをサポートする領域で外国人が必要とされたのである²³。

このように日本への外国人の流入は始め日本の植民地や併合政策に関連するものが多かったが次第に経済状況や入国管理政策が大きく関わっていった。

4-2 地域の学習支援教室に関する先行研究

この節では、日本における地域の学習支援教室に関する先行研究について述べていきたい。

三浦綾希子によると、社会で生き抜くためのツールを身につけさせる場として企画された学習支援教室は、ニューカマー1.5世(学齢対象期に来日した子どもを三浦はそう呼んだ)にとっては1)日本社会との接続の場であり 2)居場所であり 3)自分たちなりのネットワークを形成する拠点である一方、日比国際児にとっては、1)学校と家庭の狭間を埋める 2)ルーツを問われる場 3)ロールモデルを獲得する場であるという。さらにニューカマー1.5世と日比国際児の学習支援教室の役割は、1)学習達成を促す機能と 2)同じルートを辿ってきた者同士が集まり、ネットワークを築ける機能であると述べ、また、子ども達のネットワークは大人のような1つのエスニックグループではなく、様々なエスニックグループが集まったマルチエスニックなものであると指摘している²⁴。

ニューカマー1.5世にとっての学習支援教室の役割である 1)日本社会との接続の場について説明する。ニューカマーの母親たちにとって異国である日本の教育システムは、未知のものである。夫が日本人で手伝ったり周りの他の保護者が協力的であったりする場合は良いが、そうでない場合は、すべて自力で解決しなければならず多くの困難を抱えることになる。それは、日本語の問題だけでなく日本人教師や母親とのコミュニケーションなどである。また、外国につながる児童たちも、来日してすぐに日本語の初期指導を受けた後は特別な指導が行われないことが多いという。そのため、児童たちは日本語でのコミュニケーションに自信を持つことができず、日本語でコミュニケーションを取ることを恥ずかしがり学校では沈黙を余儀なくされるという²⁵。このように親子で異国である日本の教育システムに対して情報弱者となり、学校に通うに当たっての各種手続きや、高校受験に対してハンディキャップを抱えることになる。この情報不足という問題に対して補填を行うのが地域の学習支援教室である。情報弱者であるニューカマーの親子に対して学習支援教室のボランティアは、高校見学や高校受験の三者面談に

²³ 駒井洋『日本の外交人移民』「第一章 移民の歴史と概況」明石書籍 1999/12

²⁴ 三浦 綾希子『ニューカマーの子どもと移民コミュニティ：第二世代のエスニックアイデンティティ』勁草書房 2015/2

²⁵ 同上

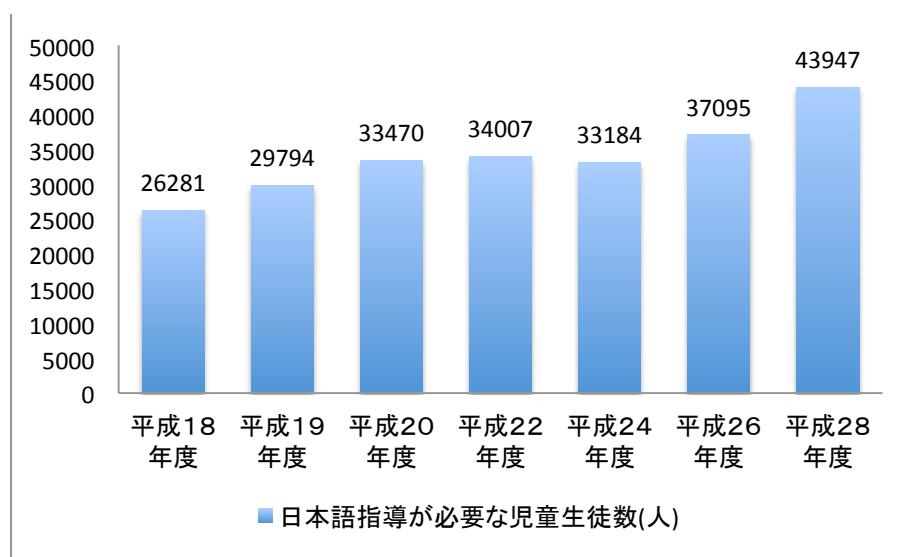
同伴する。また、学習支援教室は日本人の子が多い学校では、情報として認識されづらい情報、つまり日本社会において「普通」とされる対人関係対処能力も提供される。来日したばかりの児童は日本社会の「普通」が分からず戸惑うことが多い。この「普通」に関する些細な疑問を学習支援ボランティアに投げかける²⁶。つまり、出身地や家庭で「普通」とされていることと日本社会で「普通」とされていることの隙間を学習支援教室は埋め、ニューカマーの親子は日本社会と接続していくのである。

また、学習支援教室はニューカマー1.5世と日比国際児にとって今まで似たライフヒストリーを歩んできた児童が集まり、ネットワーク(その多くは様々なエスニックグループが集まったマルチエスニックなものである)を形成することができる場でもある。ニューカマー1.5世や日比国際児は学校で如何に日本人の児童と同じように振る舞っていても自身のルーツの一端に海外に持つ彼らは完全に日本人になりきることはできない。自身や相手のルーツを問い合わせ人間関係を構築していく。学習支援教室ではルーツの話をすることが当たり前であり、普段の学校ではなかなか話すことができない自分や相手のルーツを話し合うことで共感し合うという。これが学習支援教室の第2の機能、同じルートを辿ってきた者同士が集まり、ネットワークを築ける機能である。

4-3 神奈川県における「外国につながる子ども」の増加

グラフ1で分かるように近年、日本における「日本語指導が必要な児童生徒数」は年々増加している。その数は平成18年度から平成28年度の10年間において約1.7倍となっている。

²⁶ 同上

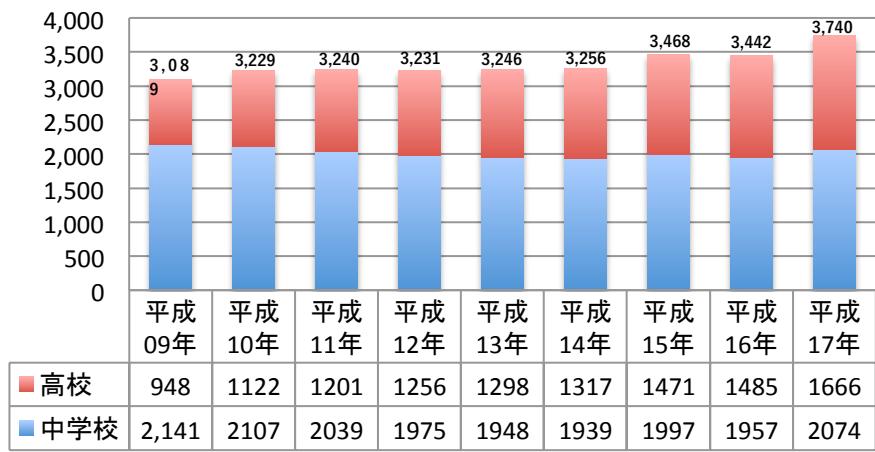


グラフ1 日本語指導が必要な児童生徒数²⁷

グラフ2から分かるように、神奈川県における外国人生徒数も増加していることが分かる。このように日本、神奈川県では外国につながる子どもの人数が増加しており、教育機関(中学校、高校)や地方自治体やNPO法人がこのような児童生徒に対して個別対応授業や学習支援、居場所作り活動などを行っている。

²⁷ 文部科学省 「『日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(平成28年度)』の結果について」より筆者作成

神奈川県における外国人生徒数



グラフ2 神奈川県における外国人生徒数²⁸

4-4 神奈川県内の教育機関での取り組み

表2は神奈川県公立高校での「2018年度入学希望者用『在県外国人等特別募集』をおこなう高校(13校)のガイダンス資料」をもとに、筆者が作成した神奈川県内公立高校の「外国につながる生徒」への取り組み一覧である。多くの高校では、日本語習得用授業や個別対応授業を実施しているが通訳を付けたり、翻訳資料を作成したりする学校は少ない。また、通訳や翻訳は入学者説明会や三者面談などで用いられ日常には用いられていない。「その他の取り組みについてでは取り組み」は「基礎を重視した学習」「キャリア教育」「日本文化理解」「国際文化理解」の4つの種類に分類でき、多くの高校は選択授業を設け生徒が関心を持っている授業を受けることができる。この表2からは神奈川県内の公立高校の「外国につながる生徒」への取り組みの多くは日本語習得用授業や個別の取り出し授業による「日本語習得」を行い「外国人」である生徒を日本に馴染ませる、同化させる目的が多いことや、事務的手続きの通訳や翻訳はあまり実施されていないことが分かる。また、同じ「在県外国人等特別募集²⁹」を行う公立高校でも手厚いC高校やあまり多くの取り組みを行っていないD高校など高校内でも取り組みに対する意識が違い、「在県外国人等特別募集」を行っている高校間でも大きな格差があることや「在県外国人等特別募集」を行っている多くの高校は直近3年

²⁸ NPO法人多文化共生教育ネットワークかながわ『多文化家族支援 外国につながる子ども白書』より筆者作成

²⁹在県外国人等特別募集：神奈川県内に在住で外国籍を 持っている、または日本国籍 を取得して間もない受検生を 対象とした募集

で募集を開始した新しい高校であり取り組みに関して未だ手探りであることが分かる。

表2 神奈川県内公立校の「外国につながる生徒」への取り組み³⁰

学校	日本語習得用授業	個別対応授業	通訳	翻訳資料	学習支援	進路先	「在県外国人等特別募集」受験希望者用学校説明会	その他の取り組み
A	選択科目としての「日本語」(1~3年)	11科目で実施	入学予定者説明会、三者面談などで通訳を付ける	校則、健康に関する書類で作成。いくつかの教科では「キーワードの母語訳集」を作成（英語・中国語・ポルトガル語）	月1回。外国につながる子ども向けの学習サポート	大学、専門学校等	あり	2年次から多くの選択科目があり体験的な取り組みを取り入れている。
B	「日本語Ⅰ~Ⅲ」の設置	4科目で実施	必要に応じて用いる	なし	週1回程度	なし(29年度から実施のため)	あり	総合的な学習の時間で自身の将来を実現させるためのキャリア教育に特化している。
C	各年次週4時間日本語を学習する	17科目で実施	学校説明会、合格者説明会、三者面談などで付ける	「新入生手引き」の重要箇所にルビ、翻訳、面談や金銭、健康に関わる書類で作成	学習センター協力のもと、定期的な補習、テスト前の補習	大学、専門学校、就職	あり	自身の関心似合わせて選択する科目がある。人間性、社会性を育てるこをを目指す。
D	なし	必要な場合実施	なし	なし	日本語の補習、試験前の学習支援を行っている	なし(29年度から実施のため)	あり	基礎基本を中心とした授業を行う。
E	「日本語」を週2時間設定予定	必要な場合実施	検討中	検討中	全校生徒を対象とした補習を実施	なし(29年度から実施のため)	なし	普通科では外国語教育、理数教育に注力。
F	2年次に「日本語」を設定	1年次は芸術・体育を除く全教科で実施、2~3年次は必要に応じて実施	学校説明会、合格者説明会、三者面談などで付ける	なし	1年生を対象に週1回実施、試験前、夏季休業中に全学年を対象に苦手科目・日本語の補習の実施	大学、専門学校	あり	日本の伝統的な武道を学ぶ機会がある。また国際理解教育を特色とし英語力向上に注力。アメリカと韓国に姉妹校がある。
G	1年次「国語総合」の個別授業、2年次「日本語」	1年次8科目で実施、2~3年次も日本語に関わる科目で実施予定	学校説明会、合格者説明会、三者面談などで付ける	なし	週1回希望車に対して日本語支援を実施、定期試験前・夏季休業中に教科補習を実施	なし(29年度から実施のため)	個別対応	基礎を重視した授業、2年次から様々な選択科目があり興味がある分野を学ぶ。
H	検討中	複数の科目で実施	教育課程説明会や三者面談などで通訳を呼びつける	検討中	長期休業中に数日間の補習授業を実施予定	卒業生がないため無し	あり	授業や学校行事、ボランティア活動によって地域の理解を深め「生きる力」を育成する取り組みを実践。
I	選択科目として「日本語Ⅰ~Ⅲ、上級」を設置	16科目で実施	入学予定者説明会、教育課程説明会、三者面談などで呼ぶ	進路関係書類や保険関係の書類で作成	日本語能力試験に向けて夏休みや他後に補習を実施。各教科でも必要に応じて保守を実施	大学や専門学校など	あり	「国際理解教育」と「キャリア教育」に力を入れている。文化祭やその他の学校行事では様々な文化に触れることができる。
J	国語総合、基礎日本語Ⅰ~Ⅲ、現代文B	8科目で実施	合格者説明会、三者面談、その他家庭との連絡(コーディネーター制度を利用)	なし	放課後、もしくは昼休みに随時日本語支援あり(希望者に対応)	短期大学、専門学校、就職	なし	日本の伝統文化を学ぶ、徹底的な基礎の学習を行う
K	必修選択科目として2時間、「産業社会と人間」で取り出し授業を設定	原則必修科目(芸術・体育・外国語を除く)で実施	個人面談、保護者説明会で実施	家庭用配布書類にはルビ付き書類を作成	家庭学習用課題を行うため放課後教習を開設	なし(29年度から実施のため)	なし	少人数教育を実施。また、キャリア教育にも注力している。
L	1年次国語総合、2年次現代文Bの個別対応授業で日本語習得のための授業を実施	15科目で実施	なし	なし	なし	大学	個別対応	1年次では多くの取り出し授業を行い日本語力を補いながら学習することができる。
M	「日本語A-D」「日本語コミュニケーションA-C」を実施	15科目で実施	合格者説明会、保護者面談、個人面談の際に通訳に依頼	手続きの説明など必要に応じて作成	平日の昼休み、夏季休業中に日本語指導を実施	大学、短期大学、就職	あり	生徒がそれぞれ午前部と午後部に所属して学習している。

³⁰ NPO法人多文化共生教育ネットワークかながわ『多文化家族支援 外国につながる子ども白書』より筆者作成

4-5 川崎市児童文化センターの取り組み

この節では、筆者が2年間にわたってフィールドワークを行った川崎市にある児童文化センター(仮称、以下同)での取り組みや取り組みに対する姿勢などを、文化センターの事務局長K氏のインタビューを元にまとめていく。

4-5-1 児童文化センターの成り立ち

筆者がフィールドワークを行っている川崎市の児童文化センターは、社会福祉法人Xが設置し川崎市の事業として運営されている子ども部下センターと社会福祉施設を統合した施設である。児童文化センターがある川崎市は、在日外国人の集住地域であり在日外国人への差別意識が強かった。その為、当時の在日外国人児童は保育園への入園を拒否されることが多かった。この問題に対応するために始めは、地域の活動として教会付属の保育園を開設した。この保育園が社会福祉法人Xの前身であり、保育園開設の4年後に社会福祉法人として設立認可を受けた。開設された保育園では、園児たちは自身のルーツを隠すことなく過ごすことができる「民族保育」が行われてきた。しかし、保育園の園児が卒園し小学校に進学するとまた、自身のルーツを原因に差別の対象とされた。この事実を知った社会福祉法人Xは差別のない学童保育の必要性を感じ、地元小学校に交渉した。しかし、小学校はこの問題に対して消極的であった。そのため、社会福祉法人Xは川崎市の脅威育委員会に対し問題是正の要請を行った。川崎市教育委員会は社会福祉法人Xの要請を受けて教育方針を作成した。この教育方針の具体案として教育方針作成の4年後開設されたのが児童文化センターである。

4-5-2 児童文化センターで行われる学習サポート教室

このような経緯で設置された児童文化センターでは毎週火曜日と木曜日の週2回、夕方から夜にかけて在日外国人児童や貧困家庭の児童を対象とした学習サポート教室が開かれている。主に児童文化センター付近の中学校に通う中学生が訪れ、筆者のようなボランティアの大学生や社会福祉法人Xの職員、また学習サポート教室の卒業生が中学生に対して勉強を教えている。この学習サポート教室は、社会福祉法人Xが認可された当初行っていた在日外国人児童への学習支援が始まりである。そこから2000年代初頭にニューカマーの外国にルーツを持つ児童が増えたことや、2008年のリーマンショックによって経済的に厳しくなった家庭の児童の増加を受けた国の貧困家庭対策として2010年に設置された。学習サポート教室は通う中学生にとって「学習の場」であると同時に「居場所」もあるという。児童文化センター事務局長のK氏は、国の貧困家庭対策として学習に重きを置くのであれば国や自治体は学習塾に補助金を出した方が効果的であると指摘し、学習サポート教室は「学習塾」ではないと述べている。また、学習サポート教室は「地域でしていく学習支援教室」であるからこそ、「居場所」的側面があるからこそできことがあるという。それは、教室に通う中学生の居場所であるために学習塾では拾うことのできない彼、彼女らの普段の生活でのニーズを拾うことがだという。つまりは、学習サポート教室では、学習塾と違いやってくる児童それぞれに一律的ではない対応をすることができ、児童一人一人の生活状況や自身に対する考え方を具体的に意識することができる所以である。

これこそが学習サポート教室の役割であるという。しかし、このような学習サポート教室でも児童の数に対して職員やボランティアの人数が不足しており、やってくる児童全員のニーズを完璧に汲み取ることはできていないという。その為、K氏はまずは本当に支援が必要な、もし支援がなければこの先生活していくことが厳しい児童をより具体的に意識しているという。

4-5-3 「当たり前を取り戻せ」というコンセプト

学習サポート教室などの児童文化センターでの取り組みの中でK氏は、「当たり前」を取り戻すと言うことを常に念頭に置いて活動しているという。一般的に児童文化センターで行われている学習サポートは、市の事業であり法律に基づき経済的理由で生まれる教育格差を是正することを目的としている。確かにそれは正しいが、ミクロの視点、教室に通う児童一人一人にとっては教育格差やその原因の1つである貧困よりも「普通」「当たり前」とは違うという社会的まなざしの方が問題になっているという。この日本社会の「普通」「当たり前」を経験していくことが児童にとって最も大切なことだとK氏は述べている。では、「普通」「当たり前」でないと差別の対象となってしまうのはなぜなのか。K氏は日本の家族主義が原因であるという。日本社会では家族が個人、子どもを支えていくべきという家族主義が一般的であり、家族が個人、子どもを経済的理由などから支えていくことができないと社会から「できない」とバッシングを受けてしまったり、子ども達が差別の対象となってしまったりするのである。K氏は、子ども達は社会で支えていくべき、経済的理由などにより家族では子ども達に対してできることを社会で支えていくべきと考え、児童文化センターの取り組みを行っているという。子ども達を社会で支えていく取り組みの1つに経験を積ませてあげることを主張している。児童文化センターに通う児童は、経済的な理由などにより家族旅行などのイベントはもとより、親から勉強や習い事を教えて貰うという経験が不足しているという。このような児童に対して児童文化センターは学習サポート教室や夏のキャンプ、夜の公園へのピクニックなど様々な経験を積ませてあげている。学習サポート教室などの経験の中で児童たちに家族内だけではできなかつた人間関係の構築、「父親」「母親」「兄弟」の役割を担ってくれる大人との出会いをして貰いたいとK氏は言う。このような経験、人間関係の構築を通して家族だけでは為しえなかつた日本社会の「普通」「当たり前」を児童たちは「取り戻」していくのである。

4-5-4 児童文化センターに関わる問題点

「当たり前を取り戻せ」というコンセプトに基づいて運営されている児童文化センターにも問題点があるという。それは、自治体と現場での支援に対する学習支援重視、成果主義という価値観と居場所作り重視という価値観の対立であるという。現場ではない自治体では学習支援重視の成果主義になってしまいがちであるという。ここで言う成果主義とは、支援を受けている児童の高校進学率、学校での試験の点数、さらには普段の生活での礼儀作法を重視している³¹

³¹普段の礼儀作法を重視している自治体などの活動では学習サポート教室に入るときに一礼できているか、職員やボランティアの学生に対してしっかりと挨拶できているかなどを逐一記録に取り市などに報告しているという。

という。成果主義に基づいて取り組んでいくと児童に対して一律的な対応となってしまい、また新たに価値観の相違を生みやすくしてしまうとK氏は言う。このような問題は、川崎市の児童文化センターだけの問題ではなく多くの自治体や児童館でも見られる問題であるという。

4-5-5 小括

在日外国人の集住地域であり在日外国人への差別意識が強かった川崎市の児童文化センターは、始め地域の活動として保育園の設置から始まった。また、児童文化センターでは家族主義的な日本社会における「普通」「当たり前」とは違うという社会的まなざしが外国にルーツを持つ児童や貧困家庭の児童に対して最も重大な問題であると考え「当たり前を取り戻せ」というコンセプトに基づき、学習サポート教室や夏のキャンプ、夜の公園へのピクニックなどの取り組んでいるという。これらの教室やイベントの経験を通して、家族では為しえなかつた人間関係の構築をして欲しいと考えている。しかし、このような児童文化センターでは「学習支援重視の成果主義」と「児童たちの居場所になるべき」という価値観の相違や人員不足により児童全員のニーズを拾うことが難しいということがしばしば問題となっている。児童文化センター事務局長のK氏は、分断されがちな小学生、中学生、高校生、若者という世代の差が無いことが川崎市の児童文化センターの1番の良さであると述べている。K氏はこの世代の差が無いという良さを通して児童文化センターを「みんなが生きていける場所」にしていきたいという。また、川崎市の地区レベルの活動である児童文化センターの取り組みは範囲的には限界レベルに達しているため範囲を広げるのではなく発信という形で全国へ広げていきたいという。

5. 移民児童に対する取り組みの日仏比較

5-1 フランスと日本の移民の歴史

第2章第一節で述べたように「移民大国」フランスにおける移民の歴史は、19世紀の鈍い人口の伸びや、第一次世界大戦や第二次世界大戦での戦死者による労働者不足に対応する為の労働者流入から始まっている。フランスにおいて移民は、当初は積極的に取り入れられた。また、移民は、始めは差別の対象ではなく、後に差別的意識があったパリ郊外の団地にマグレブ系移民が移り住んだことによって差別意識と「移民」が結びついたのである。一方、日本における移民の歴史は、第4章第一節で触れたように1985年の日清戦争の結果としての台湾占領や欧米との不平等条約改定のための外国人の雑居から始まっている。第二次世界大戦前の日本では、多民族国家指向であったが第二次世界大戦後は1952年の法務省民事局長通達や外国人登録法から分かるように単一民族主義であった。1989年末に提出された入管法改定案も、単一民族主義的であった。第二次世界大戦前の日韓併合時の朝鮮人が、建前上は日本人として扱われたにもかかわらず参政権が与えられなかったことや、第二次世界大戦後の日本への同化を強制し人権を無視または、軽視をしていた日本の入管法から分かるように日本は移民の歴史の始めから移民には差別の意識を持っていたのである。フランスでは、移民を当初から経済的理由、戦後復興のために積極的に受け入れ、後に郊外への差別意識と移民が結びついていった。日本では移民を受け入れ当初は植民地政策のために消極的に受け入れたため、始めから移民と差別意識が結びついていた。フランスと日本両国の移民の歴史、移民差別の歴史にはここに違いがある。

5-2 フランスと日本の移民が抱える問題意識

フランスにおける移民の問題は「フランス政府の理想と現実に行っている政策の乖離」と、常に「テロの潜在的支援者」の疑いをかけられるダブル・スタンダードでテロとの戦いの下に正当化される「集団懲罰(Collective punishment)」であった。「フランス政府の理想と現実に行っている政策の乖離」は「自由・平等・友愛(Liberté, Égalité, Fraternité)を掲げるフランス社会特有のものであると考えられるが、もう一つの問題点、「集団懲罰」は川崎市の児童文化センター事務局長であるK氏が言う、日本社会における外国につながる児童が抱える問題点、「『普通』『当たり前』とは違うという社会的まなざし」と繋がるものであると考えられる。「集団懲罰」は、自身はテロとは無関係であるのにも関わらず「テロの潜在的支援者」の疑いをかけられることである。「集団懲罰」と「『普通』『当たり前』とは違うという社会のまなざし」、この2つとも社会というマジョリティに身勝手なレッテルを貼られてしまうことである。フランス社会の移民と日本の移民や外国につながる児童は、このマジョリティの身勝手なレッテル貼り、偏見に苦しめられているのではないだろうか。

5-3 フランスと日本の外国へつながる児童への取り組み

第3章で触れたとおりフランス、サンドニ地域では、学校内で「野心と成功のネットワーク(Réseau ambition réussite, RAR)」の中でスポーツクラスの創設、専門技術を習得するSEGPA

という教育コースなどが行われ、学校外で「特殊部隊の冒険(Recherche Assistance Intervention Dissuasion, RAID)」という現役警察官によるプログラムが行われるなど学校内外で移民児童や、外国につながる児童に「成功体験を積ませる」ということに重点が置かれている。日本でも川崎市の児童文化センターでは「当たり前を取り戻せ」というコンセプトの元、学習サポート教室や夏のキャンプ、夜の公園へのピクニックなど様々な体験を外国につながる児童や、貧困家庭の児童にして貰おうとしている。フランスも日本どちらも「体験すること」を重視して児童たちに成功を経験して貰ったり社会における「普通」「当たり前」を経験して貰ったりしている。フランスの学校では、先述の RAR を行うなど移民児童や外国につながる児童への取り組みに対して積極的である。しかし、日本の教育機関の外国につながる児童への取り組みは、第 4 章 4 節で述べたとおり未だ手探りといった状況である。教育機関における移民児童、外国につながる児童への取り組みの意識がフランスと日本で異なっている。

6.おわりに——フランスの移民児童への取り組みから考える日本の外国につながる児童への取り組み

第5章のフランスと日本の移民児童、外国につながる児童への取り組みの比較から分かるように、両国の移民児童、外国につながる児童の問題点は、社会というマジョリティに身勝手なレッテルを貼られてしまうということで共通している。また、そうした児童を支援する両国の取り組みの事例は、体験することを重視していることでも共通している。しかし、日本の教育機関の取り組みは日本語習得用授業や個別の取り出し授業による「日本語習得」を行い「外国人」である生徒を日本に馴染ませる、同化させる目的が多く、事務的手続きの通訳や翻訳はあまり実施されておらず、教育機関ごとに実施内容はまちまちである。「在県外国人等特別募集」を始めた教育機関も多くは直近3年で始まった手探り状況である。

移民児童、外国につながる児童への社会というマジョリティのレッテル貼りという問題はフランスと日本で共通しているが、両国の教育機関の取り組みの差はどこで生まれているのだろうか。私は、この原因はフランスと日本の移民の歴史の違いであると考える。フランスの移民の歴史は人口の伸びの鈍化と戦後復興を受け、改善策として労働者を外国から受け入れることから始まった。移民は、経済的な理由で積極的に受け入れられたことから始まったため、フランス社会も移民に対して柔軟な対応ができる土台があったのだと考えられる。一方、日本の移民の歴史は、1895年の日清戦争による台湾領有や日韓併合から始まっており第二次世界大戦前も後も移民に対して差別的であった。日本の移民政策は、植民地政策から始まったのである。差別的な植民地政策から始まった日本の移民政策は、移民の必要性がフランスと同じ経済的理由、労働力の確保となつても移民に対する差別意識が消えず、現代日本社会でも増加する移民や外国につながる児童に対してうまく対応し切れていないのではないだろうか。神奈川県内の教育機関の移民児童や、外国につながる児童に対する取り組みが同化主義的なものが多く手探り状態であるのもこの現れであると考えられる。

では、フランスと移民に関する歴史が、異なる日本の移民政策や外国につながる児童への取り組みは後進的なままなのだろうか。私は違うと思う。日本の外国につながる児童への取り組みは確かに教育機関では未だ手探り状態ではあるが、川崎市の児童文化センターのような学校外の取り組みはフランスで行われている取り組みと同じく児童たちに体験させてあげること、経験を積ませてあげることを重視している。勿論、私はフランスの移民や外国につながる児童への取り組みが完璧であるとは思っていない。フランスの取り組みでも政策レベルでは「フランス政府の理想と現実の乖離」という問題があり、それがまた「ホームグロウン・テロリスト」のような移民の過激化に繋がってしまっている。私は、日本はフランスが移民の歴史から獲得した移民へ柔軟な対応ができる土台を手に入れる必要があると考える。日本における移民への差別意識は、植民地政策を行っていた日本政府によって作られた根拠のないものであった。だからこそ、移民へ柔軟な対応ができる土台を手に入れたとき、我々は移民や外国につながる児童に関するマジョリティのレッテル貼りという最大の問題への解決策を得るのではないだろうか。

フランスと日本という移民に関する歴史が違う二国であっても移民や外国につながる児童が

抱える問題は社会というマジョリティのレッテル貼りという点で共通していた。また、外国につながる児童への取り組みも両国ともに経験を積ませてあげることを重視しているが、日本の教育機関の取り組みは歴史の違いからフランスのような積極的なものではなく手探り状態であった。

私は、移民や外国人児童に対する取り組みに対して手探り状態である日本社会はフランスが歴史の中で獲得した移民へ柔軟な対応ができる土台を手に入れるべきであると考える。しかし、フランス社会の取り組みも完璧なものではなく「政府の理想と現実の乖離」がまた新たな移民問題を引き起こすことも注意する必要がある。

本論文のフランスと日本の外国につながる児童への取り組みの比較において日本の取り組みは校外の取り組みに重点を置いたため今後は教育機関内で行われている取り組みをより重点的に調査していく必要があると感じた。

参考文献リスト

- ・ 塩原良和 『分断と対話の社会学』 慶應義塾大学出版会 2017/4
- ・ 公安調査庁 「世界のテロ等発生状況」
<http://www.moj.go.jp/psia/terrorism/index.html> (2017/01/29 14:17 閲覧)
- ・ 井手季彦『移民のフランス 「シテ」からみた大統領選』 西日本新聞社 2009/7
- ・ 森千香子『排除と抵抗の郊外 フランス<移民>集合地域の形成と変容』 東京大学出版会 2016/3
- ・ 森千香子「パリ襲撃事件のもう一つの恐怖：「無関係の関係者」としてのムスリムの立場」『UP』45巻7号 東京大学出版会 2016/7
- ・ 増田ユリヤ『移民社会フランスで生きる子どもたち』 岩波書店 2011/10
- ・ 園山大祐「第6章 フランス教育制度における周縁化の構造-早期離学者にみるエリート主義の伝統から の離脱・抵抗」 エレン・ルバイ 浪岡新太郎 園山大祐『排外主義を問い合わせ直す-フランスにおける排除・差別・参加』 効果書房 2015/5
- ・ 足立綾・渋谷努「Introduction」 石川真作・渋谷努『周縁から照射する EU 社会 移民・マイノリティとシティズンシップの人類学』 世界思想社 2012/1
- ・ 浪岡新太郎 「「フランス共和国」におけるムスリムの社会教育と市民参加」 エレン・ルバイ 浪岡新太郎 園山大祐『排外主義を問い合わせ直す-フランスにおける排除・差別・参加』 効果書房 2015/5
- ・ 村上一基「ムスリム移民家族と第2世代」 エレン・ルバイ 浪岡新太郎 園山大祐『排外主義を問い合わせ直す-フランスにおける排除・差別・参加』 効果書房 2015/5
- ・ 中野裕二「共生の理念から排除の道具へ-「フランス的統合」の変化の意味するもの-」 エレン・ルバイ 浪岡新太郎 園山大祐『排外主義を問い合わせ直す-フランスにおける排除・差別・参加』 効果書房 2015/5
- ・ 駒井洋『日本の外交人移民』「第一章 移民の歴史と概況」 明石書籍 1999/12
- ・ 三浦 綾希子『ニューカマーの子どもと移民コミュニティ：第二世代のエスニックアイデンティティ』 効果書房 2015/2
- ・ 文部科学省 「『日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(平成28年度)』の結果について」
- ・ NPO 法人多文化共生教育ネットワークかながわ『多文化家族支援 外国につながる子ども白書』